

日本語教育機関認定法の施行の状況について

1. 日本語教育機関の認定

- 令和 6 年度 1 回目の認定申請受付を実施（5 月 17 日締切）
- 審査を経て 10 月末頃の認定を予定
- 既存校が認定を受けようとする際に、借入金により校地や校舎を取得することに伴って附いた抵当権等以外の抵当権等が校地や校舎に附いている場合でも、審査において認められ得ることについて通知（3 月）
- 既存校の提出書類について機関の同意が得られた場合には一部を文部科学省が入管庁から取得することを可能とした他、提出書類の軽減や様式作成上の注意事項に関する説明資料の作成等による円滑な申請のための支援を検討・実施

2. 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関

- 令和 6 年度 1 回目の登録申請について、6 月 24 日から事前相談を開始、7 月 17 日～8 月 2 日に申請を受付
- 審査を経て 11 月末頃の登録を予定
- 登録機関の実施する実践研修・養成課程について、登録を受ける前から実施していた日本語教員養成講座から切れ目なく教育訓練給付の対象として指定を受けられるよう整理

3. 日本語教員試験

- 令和 6 年度の日本語教員試験は 11 月 17 日に実施
- 全国 8 ブロックで実施予定（北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州、沖縄）
- 5 月 24 日に令和 6 年度日本語教員試験の実施要項を公表。6 月 28 日に受験案内を公表
- 現職者の試験免除の要件となるオンライン講習について 11 月から開始予定

4. 制度活用・体制強化

- 日本語教育機関認定法の施行を含む日本語教育施策の推進・充実に必要な体制整備のため、4 月より、文部科学省総合教育政策局に日本語教育課を新設
- 育成就労制度における日本語教育機関認定法の制度活用について検討
- その他「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」（令和 4 年 12 月 日本語教育推進会議）に基づき、関係省庁と連携して制度活用を促進